

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則

(防災課) 一

## 規則

号外(一) 平成二十六年十一月七日

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年十一月七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (公益性の高い事業又は業務)

第三条 条例第二条第二項第四号の規則で定めるものは、次に掲げる事業又は業務とする。

- 一 中部山岳国立公園の管理業務
- 二 森林管理署の業務
- 三 公共工事の施行又は管理の業務
- 四 イからハまでに掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の工事
- イ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者の業務に用いられる電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八

十六号) 第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)

ロ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する同項第十六号に規定する電気工作物

ハ 電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備

(登山活動団体)

第四条 条例第二条第三項の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会

二 公益社団法人日本山岳ガイド協会

(届出の方法)

第五条 条例第五条第一項の規定による届出は、登山届(別記様式)を、岐阜県危機管理部防災課若しくは条例第六条の規定による委託を受けた者(以下「防災課等」という。)に提出し、又は登山計画書、入山届その他の登山の届出に係る書面を入れるため北アルプス地区の山岳の登山口等に設置された箱に入れる方法により行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の届出は、警察本部地域部地域課又は警察署(以下「警察本部等」という。)を経由して行うことができる。

3 前二項の規定にかかわらず、条例第五条第一項の規定による届出は、ファクシミリ又は電子情報処理組織(防災課等又は警察本部等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と当該届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

4 前項の規定により行われた届出(電子情報処理組織を使用して行うものに限る。第六項において同じ。))は、前項の防災課等又は警察本部等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該防災課等又は警察本部等に到達したものとみなす。

5 条例第五条第一項後段の規則で定める方法は、ファクシミリ又は電子情報処理組織(同項後段の行政機関又は登山活動団体の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と同条第一項の規定による届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法とする。

6 第四項の規定は、前項に規定する方法による届出について準用する。  
(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

別記様式 (第5条関係)

提出日 年 月 日

### 登山届

岐阜県知事 様  
岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例第5条第1項の規定により届け出ます。

(ふりがな) 届出者氏名 性別及び年齢	( ) 性別 男・女	( ) 年齢	住所 (都・道・府・県) (町・村)	丁目 (市・郡) (緊急電話)	番 (緊急電話)	地区
入山月日	年 月 日	登山コース	住所 (一般電話)	経由地	下山口	
下山月日	年 月 日	加入登山活動 団体の概要	緊急連絡先等	連絡先		
予備日	日 (月 日最終下山)	登山行程 (概念図)	入山口			
登山目的						
飲料水・食糧	行動食 (有 日分・無 日分)					
通信手段	有・無 (無線携帯電話 加入・無加入)					
山岳保険 (保険名)						
宿泊	小屋泊まり・テント泊					
装備品 (所持品を で囲むこと。)						
・アイゼン (有 ・ 無)						
・ピッケル (有 ・ 無)						
・ツエルト (有 ・ 無)						
・防寒着 (有 ・ 無)						
・ザック (有 ・ 無)						
・雨具 (有 ・ 無)						
・その他						

「登山目的」欄は、登山、沢登り、岩登り (ロッククライミング) 等と具体的に記載すること。

(裏面)

登山人数	計	人
------	---	---

氏名	年齢	性別	住 所	連絡先(電話番号)
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )
		男・女	(都・道・府・県) (市・郡) (区) (町・村)	自・勤 ( )